

旅客営業規則

第1編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、東京モノレール株式会社（以下「当社」という。）の旅客運送並びにこれに附帯する入場券の発売、手回り品等の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当社による旅客の運送等については、別に定めるものを除いて、この規則を適用する。
2. 東日本旅客鉄道株式会社または他社との連絡旅客の運送については、連絡運輸規則による。

(用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次の通りとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱をする停車場および停留場をいう。
- (3) 「列車」とは、旅客の運送等を行う車両をいう。
- (4) 「乗車券類」とは、乗車券、入場券をいう。
- (5) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券等の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車をいう。

(消費税課税の運賃、料金)

第 3 条の2 この規則に定める運賃、料金については、消費税法(昭和63年法律第108号)の定めによる消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

(消費税免税の運賃、料金)

第 3 条の3 消費税が免除される場合の運賃、料金は、前条に規定する額に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切上げた額とする。

(運賃、料金前払の原則)

第 4 条 旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客は、現金をもって、所定の運賃、料金を支払うものとする。ただし、当社において特に定めた場合は、後払とすることができる。
2. 旅客は、前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃、団体旅客運賃および貸切旅客運賃について、当社において特に認めた場合は、小切手等の証券より支払うことができる。

(契約の成立時期および適用規定)

第 5 条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意志表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃、料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。
2. 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱は、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

第 6 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることができる。

- (1) 乗車券類等の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限または発売の停止
 - (2) 乗車区間、乗車方法、入場方法または乗車する列車等の制限
 - (3) 手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込区間または持込列車の制限
2. 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱)

第 7 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客、またはこれを通過しなければならない旅客の取扱をしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
 - (2) 不通区間にに対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。
2. 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他鉄道、自動車等の運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱をする。

(期間の計算)

第 8 条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第 9 条 当社において、乗車券類等、旅客運送の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

- 第 10 条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、インキまたはボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。
2. 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。
3. 旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

第2編 旅 客 営 業

第1章 総 则

(乗車券の購入および所持)

- 第 11 条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客または係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、着駅において、当該乗車に関する運賃を支払うものとする。

(区 間)

第 12 条 旅客の運送条件は、区間をもって定める。

(駅員無配置駅の旅客の取扱)

第 13 条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第 2 章 乗車券の発売

第 1 節 通 則

(乗車券の種類)

第 14 条 乗車券の種類は、次の通りとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 普通乗車券 | 片道乗車券
往復乗車券 |
| (2) 定期乗車券 | 通勤定期乗車券
通学定期乗車券 |
| (3) 回数乗車券 | 普通回数乗車券
通学用割引回数乗車券 |
| (4) 団体乗車券 | |
| (5) 貸切乗車券 | |

(乗車券の発売個所および発売方法)

第 15 条 乗車券は、駅において係員または乗車券類自動発売機（以下「券売機」という。）により発売する。ただし、定期乗車券については、当社が指定した駅において係員または定期券印刷発行機（以下「印発機」という。）および自動定期券発行機（以下「定発機」）により発売する。

2. 駅員無配置駅から有効となる乗車券は、駅員配置駅において係員が発売する。
3. 乗車券は、前項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所、または乗車券の発売を委託した個所において発売する。
4. 旅客運賃割引証によって購入する乗車券は、乗車後において発売しない。ただし、当社が認めた場合は、着駅において割引旅客運賃を精算することができる。

(乗車券の発売範囲)

第 16 条 駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、団体乗車券、貸切乗車券および定期乗車券は、他駅から有効な乗車券を発売することがある。

(乗車券の発売日)

第 17 条 乗車券は、次の各号に定めるものを除いて発売当日から有効となるものを発売する。

- (1) 定期乗車券は、有効開始日の 14 日前から発売する。
- (2) 団体乗車券または貸切乗車券は、運送引受け後であって旅客の旅行開始日の 21 日前から発売する。
- (3) 当社が乗車券の発売を委託した個所においては、第 1 号および第 2 号の規定にかかわらず、乗車券を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券の発売時間)

第 18 条 駅における乗車券の発売時間は、別に定める駅を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、定期乗車券、団体乗車券、貸切乗車券については、その発売時間を

別に定めることがある。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第 19 条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病患者とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱)

第 20 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書を、使用資格者が不正に使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第 21 条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合に無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2. 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 22 条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。

- (1) 片道乗車券
旅客が普通旅客運賃計算区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。
- (2) 往復乗車券
旅客が往路または復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 23 条 東日本旅客鉄道株式会社指定の「学校及び救護施設指定取扱規則」に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第24条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2. 被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って前項の規定を準用する。
- 3. 前項の場合で、被救護者が乳幼児であるときは、その付添人には単独で第1項に規定する割引

普通乗車券を発売する。

(被救護者割引証)

第 24 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車券の種類、旅行証明書番号、被救護者の氏名および年齢、付添人を必要とするときは、付添人の氏名および年齢、発行年月日、施設の所在地、名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2. 被救護者旅客運賃割引証の様式は、第1号様式のとおりとする。

3. 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1カ月間とする。

(臨時特殊割引普通乗車券の発売)

第 25 条 当社が特に必要と認める場合は、旅行目的、割引を受ける者の資格、割引区間、割引証票等を特定し、または季節により旅行目的地を特定して割引普通乗車券を発売することがある。

2. 前項の規定によって割引普通乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等を、その都度関係の駅に掲示する。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第 26 条 旅客が常時、区間、経路を同じくして乗車する場合、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したものに対して、1カ月、3カ月または6カ月有効の通勤定期乗車券を発売する。

2. 定期乗車券購入申込書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(通学定期乗車券の発売)

第 26 条の2 指定学校の学生、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、または第67条の2第1項に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1カ月、3カ月または6カ月有効の通学定期乗車券を発売する。

(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。

(2) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合。

2. 通学証明書の有効期間は、発行の日から1カ月間とする。ただし、表面余白に有効期間の開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

3. 指定学校の学生、生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で当社が必要と認めた場合は、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

4. 通学証明書の様式は、第3号様式のとおりとする。

(指定学校)

第 26 条の3 指定学校とは、東日本旅客鉄道株式会社が「学校及び救護施設取扱規則」により指定した学校および当社が指定した学校をいう。

(定期乗車券の一括発売)

第 27 条 第26条の規定により、定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、こ

れを一括して発売することがある。

2. 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがある。
3. 一括発売用定期乗車券購入申込書の様式は、第4号様式のとおりとする。

第4節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第28条 片道乗車券を発売できる区間を乗車する旅客に対しては、その区間を1券片とする1券片の普通回数乗車券を発売する。

(通学用割引回数乗車券の発売)

第28条の2 放送大学の学生が授業の出席および学校行事等への参加、直接教育と関連のため区間を同じくして順路によって乗車する際、その在籍する指定学校の代表者において発行した放送大学学生旅客運賃割引証を提出した場合に通学用割引回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生
2. 前項の通学用割引回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、学校代表者において乗車券の種類(回数券と記入する。)、乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。
3. 前項の規定により提出する放送大学学生旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1カ月間とする。
4. 放送大学学生旅客運賃割引証の様式は、第5号様式のとおりとする。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第29条 一団となった旅客の全員が、発着駅を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当する団体の旅客で、あらかじめ団体名、種別、人員、種類、乗車月日および乗車希望時刻など運送計画に必要な事項を申し出て、当社が運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア. 次の1に該当する学校等の学生が、15人以上とその付添人、当該学校等の教職員(嘱託している医師および看護師を含む。以下同じ。)とによって構成された団体で当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、べき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するべき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が15人未満のときであっても、この取扱いとする。

(ア) 学校教育法第1条に規定する学校のうち小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園の学生、生徒、児童または幼児

(イ) 児童福祉法第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」という。)の児童

(ウ) 削除

(エ) 削除

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された15人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

2. 前項に規定するもののほか、当社において特に必要と認め、旅行目的、割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という。）の旅客で、当社が運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客運送の申込)

- 第30条 第29条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員、行程、乗車すべき列車、その他運送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができる。
2. 団体旅客運送申込書の様式は、第6号様式のとおりとする。

(団体旅客運送の予約)

- 第31条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

2. 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その旨を申込み者に口頭により通知する。

(団体旅客申込人員の変更)

- 第32条 団体旅客の運送引受け後、旅客の都合による申込み人員、その他取扱い条件の変更は、当社において運輸上支障がないと認めた場合に限り、これを行う。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

- 第33条 貸切乗車券は、客車1車両単位で貸切る旅客に対して発売する。

(貸切旅客運送の申込)

- 第34条 前条の規定により、貸切乗車券を購入しようとするものは、あらかじめ、その人員、行程その他運送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。

2. 貸切旅客運送申込書は、第30条第2項に規定する団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

- 第35条 旅客から、前条の規定による貸切旅客の運送申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

2. 前項の規定により、貸切旅客運送の引受けをしたときは、その旨を申込み者に口頭により通知する。

第3章 旅 客 運 費

第1節 通 則

(旅客運賃の制度)

第 36 条 旅客運賃は、対キロ区間制とする。

2. 前項による対キロ区間制の区数およびキロ程は別表第1号による。

(旅客運賃計算上の順序)

第 37 条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する経路および発着の順序によって計算する。

(旅客運賃の計算上のキロ程および区数)

第 38 条 運賃を計算する場合に使用するキロ程および区数は、旅客の乗車経路が折返しとなるときは、折返しとなる駅において打切って計算する。

2. 当社の線路が同一方向に連続する限り、キロ程および区数は通算する。

(旅客の区分および旅客運賃の収受)

第 39 条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を收受する。

大人	12歳以上の者
小児	6歳以上12歳未満の者
幼児	1歳以上6歳未満の者
乳児	1歳未満の者

2. 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を收受する。

(1) 幼児が幼児だけで旅行するとき

(2) 幼児が乗車券を所持する6歳以上の旅客（団体旅客を除く。）に随伴されて旅行するとき、その随伴する旅客1人につき2人を超える者

(3) 幼児が団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行するとき

3. 前項の場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃を收受しない。

(小児旅客運賃)

第 39 条の2 小児の片道普通旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃を折半し10円未満のは数は、切上げて10円単位とした額（以下この計算方法を「は数計算」という。）とする。また、小児の定期旅客運賃は、大人の定期旅客運賃を折半し10円未満のは数は、10円単位に切り上げた額とする。

(割引の旅客運賃)

第 40 条 割引きの普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、大人の無割引きの普通旅客運賃または小児の無割引きの普通旅客運賃から割引き額を差引いて、は数計算した額とする。また、割引きの定期旅客運賃は、無割引きの定期旅客運賃から割引き額を差引いて、10円未満のは数は、10円単位に切り上げた額とする。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第 40 条の2 旅客は、旅客運賃について2以上の割引き条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引きを請求することができない。

第 41 条 (削除)

第2節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃)

第42条 普通旅客運賃は、次のとおりとする。

1区	160円
2区	200円
3区	280円
4区	350円
5区	420円
6区	500円

(片道普通旅客運賃の最低額)

第43条 (削除)

(往復普通旅客運賃)

第43条の2 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第44条 第23条の規定により被救護者またはその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引きする。

(臨時特殊割引普通旅客運賃)

第45条 第25条の規定により割引きの普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃は、その都度定める。

第3節 定期旅客運賃

(通勤定期旅客運賃)

第46条 通勤定期旅客運賃は、別表第2号のとおりとする。

(通学定期旅客運賃)

第46条の2 通学定期旅客運賃は、別表第3号のとおりとする。

第4節 回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第47条 普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第47条の2 第28条の2の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、普通回数旅客運賃の2割を割引きする。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第48条 第29条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次のとおり普通旅客運賃の割引きを行う。

種別	普通団体	学生団体		
		高等学校	中学校	小学校 幼稚園・保育所等
割引率	1割引	2割引	4割引	小児普通旅客 運賃の3割引

2. 第29条第1号に規定する学生団体に付添人が同行する場合、当該付添人に対しては、普通団体旅客運賃を收受する。
3. 学生団体を引率する教職員の団体旅客運賃は、その構成する学生団体に該当する学生団体旅客運賃を收受する。
4. 団体旅客を引率する旅行業者の添乗員にあっては、無賃扱いとする。

(無賃扱人員)

第49条 第29条の規定によって団体乗車券を購入する旅客に対しては、その団体の構成人員に応じて、次のとおり無賃の取扱いをする。

団体の種別	無賃対象者	団体構成人員	無賃扱人員
学生団体	教職員と 学 生	15人以上30人まで	1人
		31人以上30人までを増すごとに	1人を加える
普通団体	団体構成員	15人以上50人まで	1人
		51人以上50人までを増すごとに	1人を加える

(団体旅客運賃の計算)

第50条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引き額を差引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の收受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引き額を差引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の收受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第51条 第33条の規定による場合の貸切旅客運賃は、その車両の座席定員に相当する大人普通旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃受定員超過の場合の旅客運賃)

第52条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人の普通旅客運賃を收受する。

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

(乗車券の使用条件)

第53条 乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2. 同一旅客が、同一区間に對し、有効な2枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車についてはその1枚のみを使用することができる。
3. 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(乗車券の効力の特例)

第54条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明となった乗車券)

第55条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2. 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これをもよりの駅（定期乗車券にあっては、発行駅）に差出して書換えを請求することができる。
3. 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合に、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法によりその不明事項ならびに磁気情報の不明が判別できるときに限って、当該乗車券と引換えに再交付の取扱いをする。

(不乗区間に對する取扱)

第56条 旅客は、第54条の規定により、乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第57条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第58条 小児用の乗車券は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12歳に達した場合であっても、第53条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱)

第59条 旅客が、当該乗車についての効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第 60 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

- | | |
|----------|-------------------|
| ア. 片道乗車券 | 1日とする。 |
| イ. 往復乗車券 | 片道乗車券の有効期間の2倍とする。 |

(2) 定期乗車券

- | | |
|------------|-------------------|
| ア. 通勤定期乗車券 | 1カ月、3カ月または6カ月とする。 |
| イ. 通学定期乗車券 | 1カ月、3カ月または6カ月とする。 |

(3) 回数乗車券

- | | |
|---------------|---------|
| ア. 普通回数乗車券 | 3カ月とする。 |
| イ. 通学用割引回数乗車券 | 2カ月とする。 |

(4) 団体乗車券

その都度定める。

(5) 貸切乗車券

その都度定める。

2. 前項第1号イの規定にかかわらず、羽田空港第3ターミナル、羽田空港第1ターミナル及び羽田空港第2ターミナルの各駅の発または着となるものについては、その有効期間を10日とする。

(途中下車の禁止)

第 61 条 旅客は、旅行開始後、別に定める場合を除き、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗継いで旅行することができない。ただし、定期乗車券を使用する場合を除く。

第 62 条 (削 除)

(回数乗車券を小児が使用する場合の特例)

第 63 条 回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合、第53条の規定にかかわらず、1券片をもって小児2人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書換)

第 64 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを発行駅に差出して、その氏名の書換えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 65 条 乗車券（往復乗車券または回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車のできない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第135条の取扱いを受けたとき。
- (3) 伝染病予防法第18条の規定によって途中で下車させられたとき、または、鉄道営業法第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 66 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第21条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 身分または資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用し

たとき。

- (5) 券面表示事項もしくは磁気情報を、ぬり消し、または改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券または普通乗車券と回数乗車券とを使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 第67条の3の規定により身分証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (8) 旅行開始後の乗車券を他人から譲受けて使用したとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
- (10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第58条に規定する場合を除く。
- (11) 係員の承諾を得ないで乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2. 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第67条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 定期乗車券を、その記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (4) 氏名、年齢、区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を購入した旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第67条の2の規定による身分証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2. 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（通学定期乗車券の効力）

第67条の2 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。

- (1) 一般用 第7号様式のとおり
- (2) 通学定期乗車券購入兼用 第8号様式のとおり

2. 指定学校において、その代表者が発行した身分証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができる。

（通学用割引乗車券等の効力）

第67条の3 放送大学学生旅客運賃割引証を使用して購入した割引回数乗車券は、当該割引証に記入されている学生が、その在籍する大学の代表者の発行した学生証を携帯する場合に限って使用することができる。

2. 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した第9号様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

3. 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1カ月間とする。

4. 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第 68 条 (削 除)

第 5 章 乗車券の様式

第 1 節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第 69 条 乗車券類の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2. 前項の規定にかかわらず発売日付および発売箇所名等の乗車券類にあっては、表示事項の一部を省略し、または発売箇所名を略字によって表示することがある。

3. 臨時に発売する乗車券その他特殊の乗車券にあっては、第 1 項に規定する表示事項の一部を省略することがある。この場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(この章に規定する乗車券の様式)

第 70 条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であっても、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、不足する事項については、発売の際に印影を押し、記載し、切断し、または入鉄する等の方法によって補うものとする。

2. 乗車券の様式は、必要によって、表面に表示すべき発行箇所名を裏面に表示し、または表示事項の配列の一部を変更することがある。

3. 小児用等の乗車券は、次の各号に定める記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

- (1) 小児用の乗車券 「小」

(字模様の印刷)

第 70 条の 2 この章に規定する乗車券には、表面に第 10 号様式または第 10-2 号様式による字模様を印刷する。

(乗車券の駅名等の表示方)

第 71 条 乗車券の駅名等の表示については、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名および着駅名は、第 36 条第 2 項に定める区数の規定により表示する。

(旅客運賃割引等に対する表示)

第 72 条 旅客運賃の割引き等を行う乗車券には、その証として券面に次のゴム印を押す等により表示する。

- (1) 旅客運賃を割引きするもの。

ア. 第 44 条の規定による被救護者割引

- (ア) 被救護者用



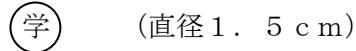
(イ) 付添人用



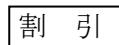
(ウ) 付添人単独用



イ. 第47条の2の規定による通学用割引



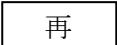
ウ. アまたはイ以外の割引



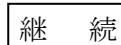
(2) 旅客運賃を後払いとするもの。



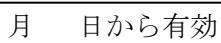
(3) 再交付するもの。



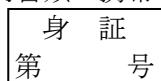
(4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効開始日前から有効とさせるもの。



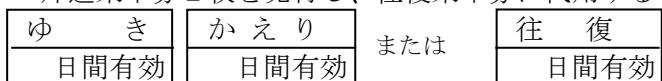
(5) 有効開始日を発売日後の日とするもの。



(6) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの。



(7) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの。



(8) 大人用または大人小児用の乗車券を小児用とするもの。

ア. 大人用の乗車券を小児用に代用するもの。



イ. 券売機用の大・小児用の乗車券を小児用とするもの。

小または 

(9) クレジットカードで発売するもの。



第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第73条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 相互式

一般用 大人用

第11号様式 (削 除)

小児用

(2) 相互式小児用

(削 除)

(3) 第12号様式 (削 除)

(4) 券売機用 大人・小児用

第13号様式のとおり

(補充片道乗車券の様式)

第74条 補充片道乗車券の様式は、第14号様式のとおりとする。

(常備往復乗車券の様式)

第75条 常備往復乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人用

第15号様式 (削 除)

(2) 小児用

(削 除)

(3) 第16号様式 (削 除)

(4) 券売機用 大人・小児用

第15-2号様式のとおり

第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

第76条 第17号様式 (削 除)

(印刷発行機用定期乗車券の様式)

第77条 印刷発行機用定期乗車券の様式は、第18号様式のとおりとする。

(補充定期乗車券の様式)

第78条 補充定期乗車券の様式は、第19号様式のとおりとする。

第3款 回数乗車券の様式

(常備回数乗車券の様式)

第79条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

-
- (1) 一般用 第20号様式
 - (2) 券売機用 第20-2号様式

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第80条 団体乗車券の様式は、第21号様式のとおりとする。

(印刷発行機用団体乗車券の様式)

第80条の2 印刷発行機により発売する団体乗車券の様式は、第21-2号様式のとおりとする。

第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第81条 貸切乗車券の様式は、第80条に規定する団体乗車券の、「団体」の文字を「貸切」と訂正したものとする。

第6款 車内補充券の様式

第82条 (削 除)

第6章 乗車券の改札および引渡

第1節 通 則

(乗車券の改札)

第83条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員の改札を受け、(自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札および引渡しについて同様とする。)定められた場所から入出場しなければならない。

2. 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が身分証明書の携帯を必要とするものであるときの身分証明書等についてもまた同じ。

(乗車券の引渡)

第84条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合、またはその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引渡すものとする。

第2節 乗車券の改札および引渡

(普通乗車券の改札および引渡)

第 85 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鉄を受け、乗継をする際にはこれを係員に呈示して改札を受けるものとする。ただし、別に定めるものについては入鉄を省略することがある。

2. 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡)

第 86 条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、当該定期乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2. 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に直ちにこれを係員に引渡すものとする。

(回数乗車券の改札および引渡)

第 87 条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引渡すものとする。

(団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡)

第 88 条 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2. 前項の引率者は、団体旅客または貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

第 7 章 乗車変更等の取扱

第 1 節 通 則

(乗車変更の取扱個所)

第 89 条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅または車内において行う。ただし、旅客運賃の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。

2. 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更および払いもどしの取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取扱う。

(払いもどし請求権行使の期限)

第 90 条 旅客は、旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して、1カ年を経過したときは、これを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額)

第 90 条の 2 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取扱う。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額)

第 90 条の 3 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金額を收受しているものとして收受または払いもどしの計算をする。

第2節 乗車変更の取扱

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第91条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、当社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗 越
- (2) 方向変更

(乗車変更の取扱範囲)

第92条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第93条 第23条の規定による被救護者割引普通乗車券、その他区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券または回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第94条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、第60条第1号の規定による。

(別途乗車)

第95条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、または旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するところの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間にに対する相当の旅客運賃を收受して取扱う。

第2款 乘 越

(乗 越)

第96条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後または使用開始後に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅を、当該着駅をこえた駅に変更（この変更を「乗越」という。）することができる。

(乗越の取扱いをする場合に收受する旅客運賃)

第97条 前条の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに收受した旅客運賃と、原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間にに対する普通旅客運賃との差額を收受する。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に對しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間にに対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第3款 方向変更

(方向変更)

第98条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後または使用開始後に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券に表示された着駅を当該着駅と異なる方向の駅に変更（この変更を「方向変更」という。）することができる。ただし、この変更は1回に限るものとする。

(方向変更の取扱いをする場合に收受する旅客運賃)

第99条 前条の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに收受した旅客運賃と原乗車券の発駅から方向変更した着駅までの区間にに対する普通旅客運賃との差額を收受する。

第3節 旅客の特殊取扱

第1款 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第100条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いをうけた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第100条の2 旅客は、当社が乗車変更等の際に收受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第101条 旅客は、第54条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

第2款 無 札

(無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の收受)

第102条 旅客が次の各号の1に該当する場合は、無札旅客として当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
 - (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。
ただし、旅客に悪意がなく、その証明のできる場合は、この限りでない。
 - (3) 第66条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
 - (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取集めの際に引渡しをしないとき。
2. 前項の場合、旅客が第66条第1項第6号の規定により無効となる2以上の回数乗車券で乗車したときは、使用ずみの各回数乗車券については券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を当該旅客から收受する。この場合、使用ずみの券片（使用ずみ券片数の異なるときは、使用ずみ券片数の少ない方の券片）に対して1券片ごとに、1回ずつ乗車したものとして計算する。
3. 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当す

るときを除き、これを第1項第3号の無札旅客として、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃および増運賃をその団体申込者から收受する。

4. 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第66条の規定にかかわらず、その超過人員、または大人だけを第1項第1号の無札旅客として、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を收受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の收受)

第103条 第67条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（第67条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 第67条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した日と異なるときは、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間を、毎日1往復づつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第67条第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して1券片ごとに1回づつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第67条第1項第6号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき、および同項第10号から第12号までに該当する場合は、その乗車した区間にに対する普通旅客運賃

第3款 紛失

(乗車券紛失の場合の取扱)

第104条 旅客が旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については無札旅客として第102条の規定による旅客運賃、増運賃を、前途の乗車区間については、これに相当する普通旅客運賃を收受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間にに対する普通旅客運賃を收受して、増運賃は收受しない。

2. 前項の場合旅客は、再收受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
3. 第1項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券（定期乗車券および回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再收受した旅客運賃の払いもどし)

第105条 前条の規定によって普通旅客運賃および増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再收受証明書とをもより駅に差出して、再收受証明書1枚につき手数料160円を支払い、その旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、再收受証明書の発行の日の翌日から起算して1カ年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券および貸切乗車券紛失の場合の取扱)

第106条 旅客が、団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができ

るときは、第104条の規定にかかわらず、別に旅客運賃または料金を收受しないで、相当の团体乗車券または貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券についてすでにその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行のとりやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第107条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要になった場合は、その乗車券の券片が入鉢前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効開始前を含む。）であるときに限って、これを駅に差出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき160円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220円とする。

2. 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が、往復乗車を発売条件として発売した乗車券であって、往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、すでに收受した往復旅客運賃からすでに使用した往片等の券片区間にに対する普通旅客運賃を差引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし)

第108条 前条第1項の規定は、有効期間開始前の定期乗車券および使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、払いもどし手数料は、1枚につき220円とする。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第109条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2. 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1カ月未満の経過日数は1カ月として計算する。
3. 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
(1) 使用経過月数が1カ月または3カ月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
(2) 使用経過月数が2カ月のときは、1カ月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
(3) 使用経過月数が4カ月のときは、3カ月と1カ月に相当する定期旅客運賃の合算額
(4) 使用経過月数が5カ月のときは、3カ月と1カ月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第109条の2 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券の一部券片が不要になった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から、券面区間にに対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2. 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原回数乗車券が割引のもの（第28条の2通学用割引回数乗車券を除く。）であって、その割引が券面区間にに対して適用のあるものであるときは、券面区間にに対する片道普通旅客運賃を原回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。
3. 第1項及び第2項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として220円を支払うものとする。
4. 旅客の責任とならない理由によって回数乗車券の一部を使用できなくなった場合の

払いもどしについては、別に定める。

(旅行開始前の団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払いもどし)

第110条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券または貸切乗車券が不要となった場合は、乗車月日を過ぎていないものに限って、これを駅に差出し、すでに支払った団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚に220円を支払うものとする。

(不乗区間にに対する旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第111条 旅客は、第54条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間について、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第111条の2 旅客は、普通乗車券を使用して旅行開始した後、旅行を中止した場合は、その前途の区間について、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

2. 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第107条の規定を適用する。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第112条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）が有効期間内であるときは、すでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差引いた残額の払いもどしを、その旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき160円を支払うものとする。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき
- (2) 司法権または行政権の発動によって旅行を中止したとき

(傷い疾病等の場合の証明)

第112条の2 旅客は、前条の規定により旅客運賃の払いもどしの請求をする場合は、その原因が外傷等で、一見してその事実を確認できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを作成するものとする。

第5款 運行不能および遅延

(列車の運行不能または遅延の場合の取扱)

第113条 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、次の各号の1に該当する事由が発生する場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、振替輸送取扱手続に定める取扱いに限って、また、回数乗車券を使用する旅客は無賃送還の取扱いならびに振替輸送取扱手続に定める取扱いに限って、これを請求することができる。

- (1) 列車が運行不能となったとき
 - ア. 旅行の中止ならびに旅客運賃の払いもどし
 - イ. 第114条に規定する有効期間の延長
 - ウ. 第115条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃の払いもどし
 - エ. 振替輸送取扱手続に定める取扱い
- (2) 列車が運行時刻より遅延し、着駅到着時刻に1時間以上遅延したとき
 - ア. 旅行の中止ならびに旅客運賃の払いもどし

- イ. 第114条に規定する有効期間の延長
 - ウ. 第115条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃の払いもどし
2. 旅客は、旅行開始前または使用開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売りの乗車券については、有効開始前を含む。）であるときに限って、これを駅に差出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

（乗車券の有効期間延長の取扱）

第114条 第113条の規定による乗車券の有効期間の延長の取扱は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。
- ア. 第113条第1号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数
 - イ. 第113条第2号に定める事由の場合は、1日
- (2) 旅客は旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえこれを受取るものとする。
- (3) 旅客が、第1号の規定により延長のできる期間を有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

（無賃送還の取扱）

第115条 旅客の無賃送還の取扱は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。
 - (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
 - (3) 無賃送還は、途中下車の取扱いをしない。
 - (4) 旅客が第2号および第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
2. 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号に定めるところにより旅客運賃の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払いもどしの取扱いをしない。
- (1) 普通乗車券にあっては、全額
 - (2) 往復乗車券の往片を使用したものにあっては、すでに收受した往復旅客運賃からすでに使用した往片等の券片区間にに対する普通旅客運賃を差引いた残額とする。
3. 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

（旅客運賃、料金の払いもどし駅）

第116条 第113条、第115条の規定により旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

（不通区間の旅客運賃の払いもどし）

第117条 列車が運行不能となった場合で、その事故発生前に購入した乗車券によって旅行する旅客（定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、不通区間を当社線によらないで旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継ぎをするときは、あらかじめ係員に申出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差出し、その証明書に記載された不乗区間にに対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第118条 乗車券を所持する旅客は、列車が運行休止のためその乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 普通乗車券にあっては、全額

(2) 往復乗車券の往片を使用したものについては、すでに収受した往復旅客運賃からすでに使用した往片に対する普通旅客運賃を差引いた額

2. 定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券をできなくなった場合に限りその乗車券を駅（当社の指定した箇所）に差出して、相当日数の延長または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数（は数となる日数を付加して発売したものにあっては、該当日数を加えた日数）で除し、その1円未満のは数を1円単位に切上げた日割り額に休止日数を乗じ、は数計算した額

①有効期間が1カ月のものについては30日

②有効期間が3カ月のものについては90日

③有効期間が6カ月のものについては180日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額

(運行不能・遅延の場合のその他の請求)

第118条の2 旅客は、第113条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第113条から前条に定める取扱いに限って請求することができる。

2. 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延により他の交通機関に乗車船および搭乗等ができない場合は、前項の規定によるものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否にかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第6款 誤乗および誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第119条 旅客が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によってその誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2. 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(乗車券の誤購入の場合の取扱)

第120条 旅客が、誤ってその希望するものと異なった着駅の乗車券を購入した場合であって、係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2. 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃と正当な旅客運賃と比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第8章 入 場 券

(入場券の発売)

第121条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとするものは、入場券を購入し、これを所持しないなければならない。ただし、6歳以上の入場券所持者が随伴する6歳未満の者2人までについては、この限りでない。

2. 入場券は駅において、自動券売機または係員により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがあり、券面に発売時刻を表示して発売する。

(入場料金)

第122条 入場料金は1枚につき、160円とする。

(入場券の効力)

第123条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って、使用することができる。

2. 入場券所持者は、列車に立入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第124条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消しまたは改変して使用したとき
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (3) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき

2. 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第125条 入場券の様式は、第22号様式によるものとし、その表面左端に発行日付を記したものとする。

(入場券の改札および引渡し)

第126条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受けるものとする。

2. 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第127条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合または第124条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第122条による入場料金を收受する。

2. 前項の規定は、第124条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第128条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は、入場券を所持する旅客にあっては、入場料金の払いもどしを請求することができる。

2. 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。

第9章 手回り品

(手回り品および持込禁制品)

第129条 旅客は、第130条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する品物は、車内に持込むことができない。

- (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび壊炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少数量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、または第130条第3項に規定する盲導犬ならびに第130条第4項の規定により持込みの承諾を受けた小動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

（注）別表第4号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

2. 旅客が手回り品中に危険品または前項ただし書第2号の規程による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立合いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3. 前項の規定により、手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、乗車することができない。

(旅客手回り品)

第130条 旅客は、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを車内に2個まで持込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は、車内に持込むことができない。

2. 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の1に該当する限り、車内に持込むことができる。

- (1) 自転車にあっては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあっては、専用の袋に収納したもの

3. 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

（注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車船内に持ち込むことができる。

4. 旅客は、小犬、猫、はと、またはこれらに類する小動物（猛獣およびヘビ類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、車内に持込むことができる。

- (1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅および高さの和が90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるもの
- (2) 容器に収納した重量10キログラム以内のもの

第131条 (削除)

第132条 (削除)

第133条 (削除)

第134条 (削除)

(持込禁制品または制限外手回り品を持込んだ場合の処置)

第135条 旅客が第129条第1項の規定による持込制限をこえる物品を車内に持込んだ場合は、発見駅において下車させる。また持込禁制品または制限外手回り品を車内に持込んで乗車中の旅客を発見した場合は、最寄りの駅に下車させる。

(1) 第129条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持込んだとき

(旅客運送の伴わない物品を持込んだ場合の処置)

第135条の2 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品を車内に持込んだ者に対して、当該物品について第135条の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第136条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

付 則

1. この規則は、令和2年3月14日から施行する。

第1号様式（第24条第2項）

表

被救護者旅客運賃割引証	契印					
指定番号						
第 号						
乗車船区間	駅から 駅まで	経由				
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	片道 往復			
旅行証明書番号						
被救護者の氏名及び年齢	(才)					
付添人の氏名及び年齢	(才)					
割引率	5割					
有効期限	平成 年 月 日 まで					
平成 年 月 日発行						
施設の所在地		代表者				
施設名		職印				
代表者氏名						
(発行駅)		(乗車券番号)	(発行年月日)		割引コード	
					救	添
(基本運賃)		(発売枚数)	(差額運賃)		31	33

9.1cm

裏

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）し、又は押印してないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（1箇月間）です。

第6号様式（第30条第2項）

団体旅客運送申込書	
東京モレール株式会社 運輸部営業課	
乗車月日	平成 年 月 日
団体名	
種別 及び 人 員	普通(計人) (大人人: 小人人: 添乗員人) 学生(高・中・小・保・幼)(計人) 生徒人: 先生人 父兄人: 付添人: 添乗員人
乗車区分 及び区間	片道・往復 ～
乗車予定時刻	: 頃
あっせん業者名 連絡先 TEL	会社名 住所 ()
団体券	No. ¥
取扱者印	受付日 / 処理日 /
記事	

第7号様式（第67条の2第1項第1号）

表

身分証明書 No. .	
下記の者は、当校 所属 部(科) [] の学生(生徒) 学年第 学年(年度生) であることを証明する。氏名 (才) [] 生年月日 年 月 日生	
写真 [] 契印 [] 住所 平成 年 月 日発行	発行者 所在地 学校名 代表者 氏名
	[] 代表者 職印 []

裏

(注意)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならぬ。

第8号様式（第67条の2第1項第2号）

<u>身分証明書</u>		<u>契印</u>		
		No.		
			<u>年 月 日まで有効</u>	<u>通学区間</u> • <u>間</u>
通学定期乗車券発行控				
発 行 年 月 日	有 效 期 間	発 行 駅	記 事	
<u>写 真</u>		<u>認平成 年 月 日 発行</u>		
<u>印</u>		<u>発行者</u>		
<u>学校名</u>		<u>所在地</u>		
<u>代表者 氏 名</u>		<u>代表者 職 名</u>		
<u>代表者 印</u>				

(注意)

通学定期乗車券発行控

発行年月日	有効期間	発行駅	記事
	箇月		

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。
- (1) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならぬ。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等にとって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

備考 (1) □内には、学校種別または指定番号を表示する。

- (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6ヵ月以内に撮影した縦3cm、横3cmの正面上半身のものとする。
- (3) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1ヵ月間に限り、省略することができます。
- (4) 中学校第3学年以下の生徒、児童および幼児の身分証明書は、写真を省略したものとすることができる。
- (5) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の身分証明書にあつては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。

第9号様式（第67条の3第2項）

表

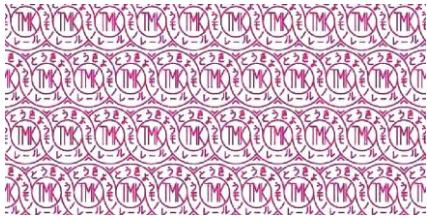
契印	旅行証明書
No.	
下記の者は、当施設 <input type="checkbox"/> の被救護者で下記区間を 旅行することを証明する。	
氏名	(才)
付添人氏名	(才)
乗車船区間 駆から [] 駆まで []	
平成 年 月 日発行	
発行者 所在地 施設名 施設代表者氏名	
6cm	

裏

(注 意)	
<p>(1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したときは有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならぬ。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から 1箇月間とする。</p>	
<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 職印	

- 備考 (1) 内には、指定番号を表示する。
 (2) 乗車船区間末尾のかつこ内には、片道・往復または付添人だけ往復の別を表示する。

第10号様式（第70条の2）



第10-2号様式（第70条の2）



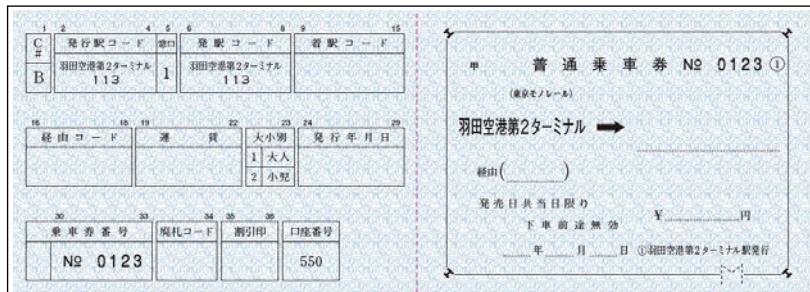
第11号様式（削除）

第12号様式（削除）

第13号様式（第73条）

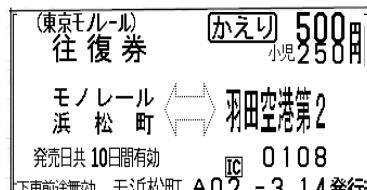
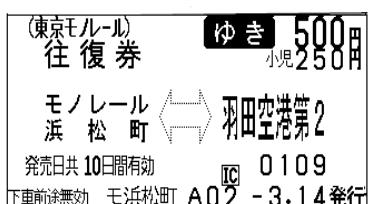


第14号様式（第74条）



第15号様式（削除）

第15-2号様式（第75条）



第16号様式（削除）

第17号様式（削除）

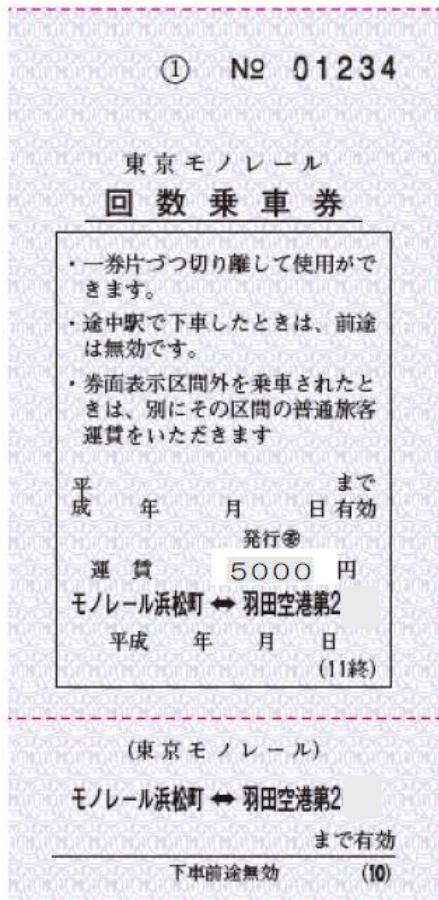
第18号様式（第77条）

運賃1か月 モノレール 浜松町 ⇄ 羽田空港 総額：一 11280円 2020.3.14	(東京モノレール) 羽田空港 第2ターミナル 3月14日から 2020. 4. 13 ^{まで} 連続 19才 乗車時刻 モノレール タロウ君 男	N009996
---	---	---------

第19号様式（第78条）

東京モノレール → 由(　　年　　月　　日から 年　　月　　日まで 01 円　　様　　才 平成　　年　　月　　日　①モノレール駅発行	通勤定期 136 箇箇箇 月月月 136	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 G 番号 発行駅コード 駅名 発駅コード 着駅コード D モノレール浜松町 101 1 16 17 18 19 20 21 22 23 新由コード 運賃 符号 有効開始日 24 25 26 27 28 29 30 31 種別 期間 発行年月日 乗車券番号 1 大人 1 3 6 1 № 0100 2 小兒 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 調整日数 施設コード 特典コード 原券乗車券番号 再発行コード 口座番号 760
--	----------------------------------	---

第20号様式（79条）



第20-2号様式（第79条）

2020.6.13 (東京モノレール)
まで有効 回数券
モノレール 浜松町 ⇄ 羽田空港第2
0065-11 5000円
下車前無効　モノレール浜松町 A02 - 3.14発行

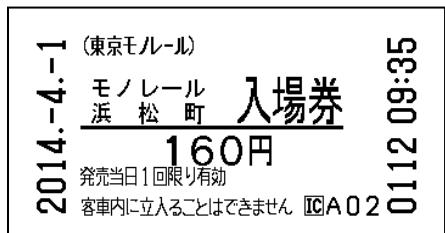
第21号様式（第80条）

団体乗車券 甲					
(東京モノレール)					
発行駅 モノレール 101	発行年月日	乗車券番号 ①№ 0025			
乗車月日	乗 車 区 間	片道・往復別	団体種別		
月 日	発駅 着駅	1 片道	1 普通		
	↔	2 往復	2 高校		
	↔	記事欄	3 中学		
			4 小・幼・保		
大・小割	乗車人員	無賃人員	運賃収受人員	1人当たり 割引運賃	団体運賃
大人
小児
教職員
付添
計
			取扱者	団体名	
			様	

第21-2号様式（第80条の2）

団体券 (東京モノレール) №09997	
モノレール	羽田空港
浜松町	普通 第2ターミナル
大人 30名	
小児 20名	往 3月14日
教職員 一名	
付添 一名	
17650円	
2020.-3.14	東羽田駅9

第22号様式（125条）（裏無地）



第23号様式（削除）